

平成 27 年 5 月 28 日

各 位

会 社 名	日立キャピタル株式会社
代 表 者 名	執行役社長 三浦 和哉
(コード番号：8586・東証第一部)	
問合せ先責任者	経営企画部長 畠山 真和 (TEL：03-3503-2118)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 58 回定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、新たに責任限定契約の締結が可能となった非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第 22 条(取締役の責任免除)第 2 項の規定を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 22 条 (取締役の責任免除) 1. (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の <u>社外取締役</u> (社外取締役であった者を含む) の損害賠償責任につき、同法第 427 条第 1 項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。	第 22 条 (取締役の責任免除) 1. (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役</u> (業務執行取締役等を除く)との間で、会社法第 423 条第 1 項の <u>取締役</u> (取締役であった者を含む) の損害賠償責任につき、同法第 427 条第 1 項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 23 日

以 上